

清豊苑 入所利用料金(30日あたり)(別紙①)

		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
要介護度別基本単位		18,750	20,730	22,860	24,840	26,820
加算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180				
	看護体制加算(Ⅰ)	120				
	看護体制加算(Ⅱ)	240				
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	540				
	精神科医療養指導加算	150				
	個別機能訓練加算	360				
	栄養マネジメント加算	420				
合計単位		20,760	22,740	24,870	26,850	28,830
介護職員処遇改善加算Ⅰ (合計単位×5.9%)		1225	1342	1467	1584	1701
総額		¥231,721	¥253,824	¥277,591	¥299,694	¥321,796
保険給付額		¥208,548	¥228,441	¥249,831	¥269,724	¥289,616
自己負担額		¥23,173	¥25,383	¥27,760	¥29,970	¥32,180
居住費		¥84,000(¥2,800/日)				
食費		¥48,000(¥1,600/日)				
月額		¥155,173	¥157,383	¥159,760	¥161,970	¥164,180

※加算について

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 看護・介護職員のうち常勤職員が75%以上配置している場合	¥7/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口 夜勤職員が最低基準を1人以上上回っている場合	¥20/日
看護体制加算(Ⅰ) 常勤看護師を1人以上配置している場合	¥5/日
看護体制加算(Ⅱ) 看護職員を常勤換算方法で入居者数が25またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合、または看護職員の24時間連携体制を確保している場合	¥9/日
個別機能訓練加算 個別機能訓練計画の作成と機能訓練の実施	¥14/日
精神科医療養指導加算 精神科医配置、定期的な療養指導を月2回以上行う場合	¥6/日
栄養マネジメント加算 施設の管理栄養士が入所者の栄養状態を把握し入所者ごとに栄養ケア計画を作成することでの加算	¥16/日

※その他の加算

療養食加算 医師の指示に基づく療養食を提供することでの加算	¥20/日
初期加算 新規に入所された場合及び1ヶ月以上入院され退院した場合に30日間加算されます。	¥34/日
外泊時費用 入所者が病院又は診療所への入院をした場合及び居宅における外泊を認めた場合に1月に6日を限度とする加算。 初日・最終日は加算されません。	¥275/日

*上記加算には4級地加算・介護職員処遇改善加算Ⅰ(基本単位×5.9%)を含んでいます。

※その他費用

テレビなど電気代 1品目につき	¥10/日
理美容・娯楽費 実費となります。	

	要介護度	サービス利用に係る自己負担	居住費	食費	合計金額/月(30日計算)
第2段階	要介護1	¥23,173	¥820/日	¥390/日	¥59,473
	要介護2	¥25,383			¥61,683
	要介護3	¥27,760			¥64,060
	要介護4	¥29,970			¥66,270
	要介護5	¥32,180			¥68,480
第3段階	要介護1	¥23,173	¥1310/日	¥650/日	¥81,973
	要介護2	¥25,383			¥84,183
	要介護3	¥27,760			¥86,560
	要介護4	¥29,970			¥88,770
	要介護5	¥32,180			¥90,980
第4段階	要介護1	¥23,173	¥2,800/日	¥1,600/日	¥155,173
	要介護2	¥25,383		朝食/300円	¥157,383
	要介護3	¥27,760		昼食/650円	¥159,760
	要介護4	¥29,970		夕食/650円	¥161,970
	要介護5	¥32,180			¥164,180

* サービス利用に係る自己負担金には下記の加算が含まれております。
 * 介護職員処遇改善加算Ⅰ (合計単位×5.9%)を含んでいます。

介護度	単位	サービス提供体制強化加算Ⅱ	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	栄養マネジメント加算	個別機能訓練加算	精神科医療養指導加算	自己負担額(1単位=10.54円)
要介護1	625	6単位	18単位	4単位	8単位	14単位	12単位	5単位	¥730
要介護2	691								¥799
要介護3	762								¥874
要介護4	828								¥944
要介護5	894								¥1,013

※利用者負担段階(食費・部屋代)

第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で高齢福祉年金を受給している方、生活保護受給している方。
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1, 2段階(上記)以外の方
第4段階	第1, 2, 3(上記)以外の方

1段階・第2段階・第3段階につきましては、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

※サービス費負担割合

利用者負担割合				
要介護認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者(本人を含む)の年金収入+その他の合計所得金額が	単身の場合280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割	